

予 H28-31

配点： 2

<input type="checkbox"/>	_____

補助参加に関する次の 1 から 5 までの各記述のうち、正しいものはどれか。

1. 補助参加の申出は、書面でしなければならない。
2. 控訴審の終局判決後上告期間が経過する前において、補助参加の申出をすると同時に、上告の提起をすることもできる。
3. 第一審で補助参加をした参加人が引き続き控訴審で訴訟行為をするためには、控訴審における補助参加の申出をしなければならない。
4. 補助参加の申出に対して異議を述べることができるのは、被参加人だけであって、相手方は異議を述べることができない。
5. 当事者以外の第三者が、独立当事者参加により他人間の訴訟に自ら当事者として参加することができる場合には、当事者の一方に補助参加することはできない。

1 誤っている

申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる（規則1条1項）。補助参加について42条以下では特別の定めはない。

2 正しい

補助参加の申出は、補助参加人としてすることができる訴訟行為とともにすることができる（43条2項）。補助参加人は、訴訟について、攻撃又は防御の方法の提出、異議の申立て、上訴の提起、再審の訴えの提起その他一切の訴訟行為をすることができる（45条1項本文）。この趣旨は、補助参加は、補助参加人自身の利益を保護するための制度である点にある。

3 誤っている

補助参加人は一旦訴訟に参加した場合、訴訟が終了するまでは、補助参加人としての地位を保持する。よって、上訴・差戻し・移送などの事由で審級が変わってもさらに参加を繰り返す必要はない。

4 誤っている

当事者が補助参加について異議を述べたときは、裁判所は、補助参加の許否について、決定で裁判をする（44条1項）。ここでいう当事者とは、被参加人又はその相手方である。その趣旨は、裁判資料の形成については、訴訟当事者が第1次的の権限と責任を認められており、正当な利益をもたない第三者がそれに干渉することを排除する権能を認める点にある。

5 誤っている

第三者が他人間の訴訟に当事者として参加することができることは（47条以下）、補助参加をすることの妨げとならない。